

一般廃棄物の資源化施設の構造に関する基準

(平成14年12月20日 環境局長決定)

(令和6年1月22日 改 正)

(令和7年7月28日 改 正)

第1 趣旨

この基準は、神戸市一般廃棄物処理施設指導要綱（以下「指導要綱」という。）第11条の規定により、一般廃棄物の資源化施設の構造に関し必要な事項を定める。

第2 定義

この基準における用語の意義は、指導要綱第2条に定めるところによる。

なお、本要綱に定めのない事項については、法第8条の2（技術上の基準等）に基づくこと。

第3 基準

(1) 構造耐力

建築基準法等において定めた設計基準に準じて設計、自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して、構造耐力上安全であること。

(2) 処理能力

ア 資源化施設の処理能力は、計画処理能力を満たすものであること。

イ 積替え・保管施設以外の資源化施設にあっては、実稼働時間が5時間に達しない場合は、稼働時間を5時間とした場合の定格標準能力とする。（公称能力の1時間値×5）。稼働時間が5時間以上の場合は、実稼働時間の定格標準能力とする。

(3) 腐食の防止

一般廃棄物及びその処理に伴い生ずる排ガス、排水及び施設において使用する薬剤による腐食を防止するため、耐酸性、耐アルカリ性、耐熱性などの材料を用い必要な措置を講じること。

(4) 飛散、流出及び悪臭の防止

ア 一般廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止できる構造とすること又は必要な設備を設けること。

イ 資源化施設の本体は建屋内に設置すること。

ウ 敷地の周囲に雨水排水溝を設置し、その末端に油水分離槽を設置すること。ただし、処理する一般廃棄物から油の流出のおそれがないと認められる場合、又は油水分離槽と同等の性能を有する施設を設置する場合はこの限りではない。

(5) 粉じんの防止

一般廃棄物の積替え、破碎、粉碎等により粉じんが発生するおそれのある場合には粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん機、散水装置等の粉じん防止設備を設けること。

(6) 騒音及び振動の防止

著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なうおそれのある場合には、遮音壁、防振設備を設けること。特に破碎施設にあっては、施設構造物及び工作物は強固な基礎に固定するとともに、防音及び防塵構造とすること。

(7) 排水処理施設

積替え・保管施設以外の資源化施設において資源化処理の工程から発生する汚水を公共下水道を経ずに公共用水域へ放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。

(8) 排ガス処理設備

積替え・保管施設以外の資源化施設から発生する排ガス等により生活環境の保全上支障が生じないよう有害ガス除去設備等を設けること。

(9) 空地の確保

作業に支障がないよう必要な空地を確保すること。

(10) 保管設備

ア 一般廃棄物の保管設備及び処理された一般廃棄物の保管設備は、必要な保管能力を有すること。

イ 積替え・保管施設においては、適正に処理できる保管場所を設けること。

ウ 保管設備には、一般廃棄物の品目ごとに保管できるよう仕切設備を設けること。

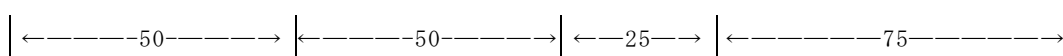
(11) 囲い等

資源化施設に係る土地の周囲には、みだりに人が当該施設に立入るのを防止するために、必要に応じて、高さ1.8メートル以上の万能鋼板、又はこれと同等の効果を有する囲いを敷地境界に設けること。また、出入口には、施錠できる門扉を設けること。

(12) 表示等

門扉付近の見やすい箇所に、下図により資源化施設であることを表示する立札その他の設備を設けること。

一般廃棄物処理施設の種類	()			25
一般廃棄物処理業者名	〇〇株式会社 許可番号第〇〇〇〇号			25
一般廃棄物の種類				25
許可の期間	年 月 日 ～ 年 月 日			25
管理者名		連絡先		25



立札等の図

(注) 1. 寸法の単位はcmとする。

2. 材質は耐久性のあるもので、強度が十分にあるものとする。

3. 下地を白地、文字を黒色とすること。
4. 資源化施設の種類の別を記入すること。積替え・保管施設以外の施設にあつては、() 内に処理方式を記入すること。
5. 許可番号については、営業用処理施設にあつては処理業の許可番号、自家用処理施設にあつては施設設置許可の許可番号又は施設設置届出の受理番号を記載すること。
6. 管理者名及び連絡先は、責任をもって対応しうる者の氏名、電話番号を記載すること。

(13) 緑地

資源化施設の設置にあたっては、できる限り敷地の緑化に努めるとともに、敷地周縁に次の幅の緩衝緑地を設け、原則として植樹を行うこと。

ア 積替え・保管施設以外の資源化施設にあつては、原則として敷地境界から内側へ水平距離で1 m以上

イ 積替え・保管施設にあつては、事務所等の周辺に植樹を計画するように努めること。

(14) 搬出入道路及び場内通路

ア 資源化施設の搬出入道路にあつては、事業計画に基づき搬出入車両にみあう幅員及び構造とすること。なお、計画にあたっては、既存の交通の質と量、並びに自動車及び歩行者等の交通動態を調査し計画の幅員に反映すること。

イ 場内通路は搬入車両の通行に支障がないよう十分な幅員を確保すること。

ウ 場内通路は必要に応じてほこりのたたないよう、舗装等を施すこと。

(15) 消火設備

適切な消火設備を設けること。

(16) 洗車設備

運搬車両等に付着した泥等を洗い落とすことができる洗車設備を設けること。

(17) 駐車設備

車両の通行及び廃棄物の処理に支障が生じないよう、十分な広さの駐車設備を設けること。

(18) 管理事務所

資源化施設の敷地内に施設の維持管理及び搬入物の管理の事務等を行うのに十分な広さの管理事務所を設置すること。

(19) 搬入管理設備

搬入管理設備は、搬入される一般廃棄物が許可区分及び受入基準に合致しているかどうかの検査及び数量の把握・記録等を行うことができるものとする。

(20) 使用重機等

周辺環境の保全を確保するため施設内で使用する重機等は、低騒音型のものを使用すること。

(21) その他の設備

その他環境局長が指示する設備を設けること。